

基山町家庭用浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、家庭用浄化槽の設置に要する経費について、予算の範囲内において基山町家庭用浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、基山町補助金等交付規則（平成7年規則第4号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭用浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいい、し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下この号において「BOD」という。）による汚濁負荷量の除去率が90%以上のものであり、放流水のBODが20mg/l（日間平均値）以下の機能を有するとともに、合併浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に適合する10人槽以下のものをいう。
- (2) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (3) くみ取り便槽 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第29条第3号に規定する便槽をいう。
- (4) 転換 既存の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を撤去し（埋め殺しを除く。）、家庭用浄化槽を設置することをいう。
- (5) 配管 生活雑排水を家庭用浄化槽本体に流入させ、又は家庭用浄化槽本体で処理した水を公共用水域等に放流させるために必要な管渠^{きょ}及びますをいう。
- (6) 対象地域 町内全域のうち、次に掲げる区域以外の地域とする。ただし、アに掲げる区域のうち、供用が開始されていない地域又は補助申請の年度中に下水道整備の工事発注がされない地域については、この限りでない。
 - ア 公共下水道の事業計画の認可を受けた区域
 - イ コミュニティ・プラントの設置区域
 - ウ 生活排水処理施設の設置区域
- (7) 排水設備 下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項に規定する排水設備（屋内の排水管、これに固着する洗面器並びに水洗便所のタンク及び便器を含み、し尿浄化槽を除く。）をいう。

- (8) 更新 既存の家庭用浄化槽を撤去し、新たに家庭用浄化槽を設置することをいう。
(補助金の交付対象地区、対象者及び要件)

第3条 町は、対象地域内において、家庭用浄化槽を設置又は更新しようとする者に対して補助金を交付する。ただし、更新については、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 浄化槽の維持管理要領書等に基づき、浄化槽の長寿命化のための措置が適切に行われていること。
- (2) 浄化槽法に定められた維持管理（保守点検・清掃・法定検査）を過去3年以上継続して実施をしており、かつ、浄化槽法に基づく都道府県等からの指導等を遵守していること。
- (3) 老朽化に伴う劣化や破損が認められ、技術的・経済的な要因から補修等を行うより更新を行うことが合理的であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けずに、家庭用浄化槽を設置又は更新する者
- (2) 循環型社会形成推進交付金交付要綱（平成26年4月1日付け環廃対発第1404019号環境事務次官通知）に基づく構造を有しない家庭用浄化槽を設置又は更新する者
- (3) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- (4) 家庭用浄化槽を設置若しくは更新する者又はその属する世帯の者が町税等の滞納者
- (5) 基山町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第4号に規定する暴力団等に該当する者
- (6) 町長が別に定める浄化槽の工事基準に適合しない方法により家庭用浄化槽を設置又は更新する者

(補助金額)

第4条 家庭用浄化槽を設置又は更新する場合における補助金の額は、別表第1の人槽区分に応じ、同表に掲げる金額とする。ただし、限度額より下回る場合は、その額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 転換又は更新を行う場合は、別表第2に掲げる金額を前項に規定する補助金の額に加算することができる。ただし、限度額より下回る場合は、その額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 転換に係る工事に付帯して宅内配管工事を行う場合は、別表第3に掲げる金額を第1項に規定する補助金の額に加算することができる。ただし、限度額より下回る場合は、その額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間（浄化槽法第5条第2項に規定する期間をいう。）を経過した浄化槽設置届出書の写し
- (2) 浄化槽設置場所の案内図及び浄化槽設置配置図
- (3) 登録浄化槽管理票（C票）及び登録証の写し
- (4) 保証登録証（市町村用）
- (5) 浄化槽設置講習会受講済書の写し
- (6) 下水道接続に関する承諾書（様式第2号）、町税等納付状況閲覧承諾書（様式第3号）及び誓約書（様式第4号）
- (7) 浄化槽設置工事費の見積書の写し
- (8) 住宅等を借りている者は、賃貸人の家庭用浄化槽設置に関する同意書（様式第5号）
- (9) その他町長が必要と認める書類

2 前条第2項に規定する補助金の申請者は、前項各号の書類に加え、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 単独処理浄化槽、くみ取り便槽又は家庭用浄化槽の配置図及び配管図
- (2) 単独処理浄化槽、くみ取り便槽又は家庭用浄化槽の設置状況を確認できる写真
- (3) 単独処理浄化槽、くみ取り便槽又は家庭用浄化槽の撤去に係る見積書

3 前条第3項に規定する補助金の申請者は、第1項各号の書類に加え、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 宅内配管工事の配管図
 - (2) 宅内配管工事に係る見積書
- (交付の決定及び通知書類)

第6条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定することとする。

2 町長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、交付条件を付した補助金交付決定通知書（様式第6号）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付決定通知書（様式第7号）によりそれぞれ通知する。

(変更承認申請書等)

第7条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、同項の補助金交付決定通知を受けた後、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（様式第8号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の申請を受理した場合は、速やかに審査し、変更を承認する場合は変更承認通知書（様式第9号）により、承認しない場合は変更不承認通知書（様式第10号）によりそれぞれ通知するものとする。
- 3 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに書面により町長に報告してその指示を受けなければならない。（実績報告）

第8条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1か月以内（前条第1項の規定により、事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から1か月以内）又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第11号）に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
 - (2) 浄化槽法定検査依頼書の写し
 - (3) 浄化槽設備士が確認したチェックリスト
 - (4) 浄化槽設置工事請求書又は領収書の写し
 - (5) 浄化槽設置工事施工確認の写真
 - (6) 浄化槽設置配置図
 - (7) 浄化槽設備士免状の写し（昭和62年度以前の資格取得者は、小規模合併処理浄化槽施行技術特別講習会修了証書の写し又は当該特別講習会受講証明書の写し）
 - (8) その他町長が必要と認める書類
- 2 第4条第2項に規定する補助金の補助対象者は、前項各号の書類に加え、次に掲げる書類を提出しなければならない。
- (1) 浄化槽使用廃止届出書の写し
 - (2) 単独処理浄化槽、くみ取り便槽又は家庭用浄化槽の撤去完了を証明する写真
 - (3) 単独処理浄化槽、くみ取り便槽又は家庭用浄化槽の撤去に係る請求書又は領収書の写し
 - (4) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し
- 3 第4条第3項に規定する補助金の補助対象者は、第1項各号の書類に加え、次に掲げる書類を提出しなければならない。
- (1) 宅内配管工事の完了を証明する写真
 - (2) 宅内配管工事に係る請求書又は領収書の写し
- （交付額の確定）

第9条 町長は、前条の規定により、提出された実績報告書を審査し、遅滞なく、職員に家庭用浄化槽設置の完了検査を実施させ、補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し補助金交

付額確定通知書（様式第12号）により速やかに補助対象者に通知する。

（補助金の請求及び交付）

第10条 前条の通知を受けた補助対象者は、補助金交付請求書（様式第13号）により、町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の請求に基づき補助金を交付するものとする。

（補助金交付の取消し）

第11条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 第3条第2項各号の規定により付した条件に違反したとき。
- （3） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （4） 補助金交付の要件に違反したとき。
- （5） 第2条第6号ただし書に規定する対象地域において、下水道の整備に伴い、家庭用浄化槽から公共下水道へ切替えを行うよう町からの通知を受けた日から3か月以内に排水設備を設置しない者

（補助金の返還）

第12条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（現場の確認）

第13条 町長は、補助事業を適正に執行するため、必要と認めるときは、職員に家庭用浄化槽の設置工事の状況を施行の現場において確認させるものとする。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

人槽区分	補助限度額（円）
5人槽	332,000
6人槽	414,000
7人槽	
8人槽	548,000
9人槽	

10人槽	
------	--

別表第2（第4条関係）

対象経費区分	補助限度額（円）
単独処理浄化槽撤去費用	120,000
家庭用浄化槽撤去費用	120,000
くみ取り便槽撤去費用	90,000

別表第3（第4条関係）

対象経費区分	補助限度額（円）
転換に係る工事に付帯して行う宅内配管工事費用	300,000

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

基山町長 様

申請者 住 所
氏 名

補 助 金 交 付 申 請 書

家庭用浄化槽を設置したいので、基山町家庭用浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

1	設置場所の地名地番	
2	交付申請額	金 _____ 円 【内訳】 (1) 家庭用浄化槽設置 金 _____ 円 (2) 単独処理浄化槽、くみ取り便槽 又は家庭用浄化槽撤去 金 _____ 円 (3) 宅内配管工事 金 _____ 円
3	住宅等所有者	1.本人 2.共有（ 人） 3.その他（ ）
4	着工予定年月日	年 月 日
5	事業完了予定年月日	年 月 日

（添付書類）※（9）～（11）は転換又は更新時のみ、（12）（13）は転換時のみ提出

- （1） 審査期間（浄化槽法第5条第2項に規定する期間をいう。）を経過した浄化槽設置届出書の写し
- （2） 浄化槽設置場所の案内図及び浄化槽設置配置図
- （3） 登録浄化槽管理票（C票）及び登録証の写し
- （4） 保証登録証（市町村用）
- （5） 浄化槽設置講習会受講済書の写し
- （6） 下水道接続に関する承諾書（様式第2号）、町税等納付状況閲覧承諾書（様式第3号）及び誓約書（様式第4号）
- （7） 浄化槽設置工事の見積書の写し
- （8） 住宅等を借りている者は、賃貸人の家庭用浄化槽設置に関する同意書（様式第5号）
- （9） 単独処理浄化槽、くみ取り便槽又は家庭用浄化槽の配置図及び配管図
- （10） 単独処理浄化槽、くみ取り便槽又は家庭用浄化槽の設置状況を確認できる写真
- （11） 単独処理浄化槽、くみ取り便槽又は家庭用浄化槽撤去に係る見積書
- （12） 宅内配管工事の配管図
- （13） 宅内配管工事に係る見積書
- （14） その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

基山町長 様

申請者 住 所
氏 名

下水道接続に関する承諾書

今回、基山町家庭用浄化槽設置整備事業を行うに際して、下水道の整備に伴い、家庭用浄化槽から公共下水道へ切替えを行うよう町から通知を受けたときには、3か月以内に無条件で公共下水道へ接続することに承諾します。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

基山町長 様

申請者 住 所
氏 名

町税等納付状況閲覧承諾書

基山町家庭用浄化槽設置整備事業補助金の交付申請に当たり、基山町家庭用浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第3条第2項第4号の規定に基づく交付要件に適合するか否かの確認のため、私及び私の属する世帯の者が基山町に納付すべき税等の納付状況を閲覧されることを承諾します。

様式第4号（第5条関係）

誓 約 書

私は、基山町家庭用浄化槽設置整備事業補助金の交付申請に当たり、下記の事項について誓約します。

なお、町が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が町と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

補助金の交付対象者（申請者）は、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- （１） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （２） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- （３） 暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者
- （４） 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- （５） 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- （６） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- （７） 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

前項の（２）から（７）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

年 月 日

基山町長 様

申請者 住 所

ふりがな
氏 名

生年月日 年 月 日

様式第5号（第5条関係）

年 月 日

基山町長 様

家庭用浄化槽設置に関する同意書

私は、以下の設置場所に家庭用浄化槽を設置することを当該土地・建物所有者として同意します。

記

申請者	住 所	基山町
	氏 名	印
設 置 場 所		基山町
土地所有者	住 所	
	氏 名	印
	電話番号	()
建物所有者	住 所	
	氏 名	印
	電話番号	()
添 付 書 類		上記の土地又は、建物の所有者であることを証明する書類 (原本確認の上コピー提出可)

様式第6号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

基山町長

印

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった基山町家庭用浄化槽設置整備事業補助金については、下記により交付決定します。

記

1 交付金額 金 円

【内訳】

- | | | |
|------------------------------|---|---|
| (1) 家庭用浄化槽設置 | 金 | 円 |
| (2) 単独処理浄化槽、くみ取り便槽又は家庭用浄化槽撤去 | 金 | 円 |
| (3) 宅内配管工事 | 金 | 円 |

2 交付条件等

(1) 事業の完了期限等

- ア 補助対象者は、年 月 日までに補助事業を完了しなければなりません。
- イ 補助対象者は、上記の期限までに補助事業を完了することができないときは、あらかじめ町長に届け出て、その承認を受けなければなりません。

(2) 承認事項等

- ア 補助対象者は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければなりません。
- (ア) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (イ) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。
- イ 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由、その他必要な事項を町長に報告し、その指示を受けなければなりません。

(3) 状況報告

補助対象者は、補助事業の遂行の状況に関し、町長の要請があったときは、直ちに町長に報告しなければなりません。

(4) 実績報告

補助対象者は、補助金に係る事業完了後1か月以内（基山町家庭用浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、事業の中止又は廃止の承認

を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から1か月以内）又は当該年度の3月10日（3月10日が基山町の休日に関する条例（平成元年条例第31号）第1条第1項に規定する町の休日に当たる場合は、その翌日）のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければなりません。

（5） 補助金の確定

町長は、（4）の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付する補助金の額を確定し通知するものとします。

（6） 補助金の交付

補助金は、（5）の規定による補助金の額の確定後、補助金の交付請求書の提出により交付します。

様式第7号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

基山町長

印

補 助 金 不 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった基山町家庭用浄化槽設置整備事業補助金については、下記の理由により不交付とする。

記

（理由）

（不服申立て及び取消訴訟）

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、基山町長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をする事ができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、基山町を被告として（訴訟において基山町を代表する者は基山町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第8号（第7条関係）

年 月 日

基山町長 様

補助対象者 住 所

氏 名

変 更 承 認 申 請 書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた家庭用浄化槽設置整備事業について、申請内容を下記のとおり変更したいので、承認願います。

記

- 1 補助金申請内容の変更
- 2 補助事業の中止
- 3 補助事業の廃止

（理由）

様式第9号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

基山町長

印

変 更 承 認 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった家庭用浄化槽設置整備事業の変更については、下記のとおり承認し、年 月 日付け 第 号の交付決定通知の一部を次のとおり変更したので通知します。

記

1 補助金交付決定額

当初交付決定額

円

変更後交付決定額

円

2 変更事項

第 号
年 月 日

様

基山町長

印

変 更 不 承 認 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった家庭用浄化槽設置整備事業の変更については、下記の理由により不承認とする。

記

（理由）

（不服申立て及び取消訴訟）

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、基山町長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をする事ができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、基山町を被告として（訴訟において基山町を代表する者は基山町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第11号（第8条関係）

年 月 日

基山町長 様

補助対象者 住 所

氏 名

実 績 報 告 書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた家庭用浄化槽設置整備事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

【内訳】

(1) 家庭用浄化槽設置 金 円

(2) 単独処理浄化槽、くみ取り便槽又は家庭用浄化槽撤去

金 円

(3) 宅内配管工事 金 円

2 事業年月日 年 月 日

3 添付書類 ※(8)～(11)は転換又は更新時のみ、(12)(13)は転換時のみ提出

(1) 浄化槽保守点検業者および浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）

(2) 浄化槽法定検査依頼書の写し

(3) 浄化槽設備士が確認したチェックリスト

(4) 浄化槽設置工事請求書又は領収書の写し

(5) 浄化槽設置工事施行確認の写真

(6) 浄化槽設置配置図

(7) 浄化槽設備士免状の写し（昭和62年度以前の資格取得者は、小規模合併浄化槽施行特別講習会修了証書の写し又は当該特別講習会受講証明書の写し）

(8) 浄化槽使用廃止届出書の写し

(9) 単独処理浄化槽、くみ取り便槽又は家庭用浄化槽の撤去完了を証明する写真

(10) 単独処理浄化槽、くみ取り便槽又は家庭用浄化槽の撤去に係る請求書又は

領収書の写し

- (11) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し
- (12) 宅内配管工事の完了を証明する写真
- (13) 宅内配管工事に係る請求書又は領収書の写し
- (14) その他町長が認める書類

様式第12号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

基山町長 印

補 助 金 交 付 額 確 定 通 知 書

年 月 日付けで報告のあった基山町家庭用浄化槽設置整備事業補助金については、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

金 円

【内訳】

- (1) 家庭用浄化槽設置 金 円
- (2) 単独処理浄化槽、くみ取り便槽又は家庭用浄化槽撤去 金 円
- (3) 宅内配管工事 金 円

様式第13号（第10条関係）

年 月 日

基山町長 様

補助対象者 住 所

氏 名 印

補 助 金 交 付 請 求 書

年 月 日付け 第 号で額の確定のあった基山町家庭用浄化槽設置整備事業補助金を、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

振込先

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協		本店・支店 本所・支所
口座種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ 口座名義			

※口座の確認のため預貯金通帳をお持ちいただくか、通帳又はキャッシュカードの写しを提出してください。